

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 規 則 ページ

- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則【子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭
政策課】 413
- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課】 414

◇ 公 告

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定【総務企画局政策部政策調整
課】 416
- 北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路
部街路課】 417
- 北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】 418

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、子どもの館の子ども一時預かり室の供用時間を午前10時から午後6時までと定める等、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第 8 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年北九州市条例第 63 号）の施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日とする。
。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 9 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の北九州市立子どもの館の項中

「

コーナー	午前 10 時から午後 7 時まで	を
」		

「

コーナー	午前 10 時から午後 7 時まで	に、
子ども一時預かり室	午前 10 時から午後 6 時まで	
」		

「

ホール、音楽室、遊戯室、多目的室及び控室	を
」	

「

ホール、遊戯室、多目的室及び控室	に
」	

改め、同表中

「

北九州市立点字図書館	を
〃 ピデオライブラリー	
」	

「

北九州市立点字図書館	に
〃 聴覚障害者情報センター	
」	

改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市公告第143号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月28日

北九州市長 北橋健治

1 法人の名称

株式会社デンソー北九州製作所

2 主たる事業所の所在地

北九州市八幡西区本城五丁目4番1号

3 指定年月日

平成25年2月28日

4 指定の有効期間

平成26年3月31日

北九州市公告第144号

福岡県知事より次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成25年2月28日

北九州市長 北橋健治

3・5・154号 香月線

3・3・30号 香月直方線

北九州市公告第145号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成24年福岡県告示第2116号）があるので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月28日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画事業の種類

道路事業

2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・5・154号 香月線	北九州市八幡西区香月中央三丁目並び
3・3・30号 香月直方線	に香月西三丁目及び四丁目

3 施行者の名称

北九州市

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号

（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。